

令和 6 年度石巻市下水道接続  
助成事業補助金について

石巻市建設部下水道管理課

## 1 補助事業目的

・石巻市公共下水道事業又は農業集落排水の処理区域において、既設の浄化槽又はくみ取り便所を廃止し公共下水道に接続する方に対して、石巻市下水道接続助成事業補助金を交付することによって、下水道への接続を促し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的としています。

## 2 補助事業期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月14日（金）まで

## 3 補助事業対象

### （1）対象者について

- ①既設の浄化槽又はくみ取り便所を廃止し公共下水道に接続した者。
- ②市税等滞納していない者。

### （2）補助対象建物について

- ①石巻市公共下水道事業又は農業集落排水の処理区域内の住宅
- ②店舗等併設住居の場合は、総床面積の1/2以上が居住用途であること。
- ③販売を目的とした建物（建売住宅等）ではないこと。
- ④借地又は借家の場合にあつては、当該所有者から公共下水道に接続することについて、所有者の承諾が得られること。

### （3）排水設備施工業者について

- ①排水設備等工事責任技術者の資格を有し、石巻市に登録されている工事指定店であること。

### （4）補助金の交付対象となる工事経費

- ①既設の浄化槽又はくみ取り便所を廃止し、公共下水道に接続する排水設備を設置する工事に要する経費とします。
  - 次のいずれかに該当する工事は、補助金の交付対象となりません。
    - ・新築に伴う接続工事（既存の建物を取り壊して、新たに建築する場合を含む。）
    - ・官公署が行う接続工事

### （5）その他（注意事項等）

- ①市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び介護保険料）を滞納している方は、補助金の交付を受けられません。

- ②排水設備工事完了後（しゅん工後）30日以内に申請書を提出してください。提出することができない場合は、補助対象外となり補助金が交付されません。

#### 4 申請受付について

##### (1) 申請受付場所

- ①下水道管理課にて受付を行っております。各総合支所では受付しておりません。  
②記載内容を説明できる方が持参の上、申請書を提出してください。  
③郵送等による申請は受付できません。

##### (2) 注意事項

- ①当該年度の補助予定基数に達した場合、補助対象の条件を満たしていても、申請は受付することはできません。

##### (3) 補助金の額

- ①補助金の額は最大20万円です。（※令和8年度以降は、下水道供用開始から3年以内に接続の場合は最大20万円、それ以外は最大10万円になります。）ただし、工事経費が補助金の額に満たないときは、その工事経費に相当する額（1千円未満の端数を切り捨てた額）とします。

#### 5 申請書類について

##### (1) 提出書類

- ・排水設備設置工事が完成した日から30日以内に、石巻市下水道接続助成事業補助金交付申請書【様式第1号】に次に掲げる書類を添付し、提出してください。（不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。）

- ①排水設備等しゅん工届及びその添付書類の写し  
②設置工事の経費が分かる見積書及び請求書の写し  
③市税等に滞納がないことを証する書類  
④前3号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類  
※工事施工写真（着工前・掘削・管接続・埋戻し・浄化槽又はくみ取り便所撤去前撤去中・撤去後・トイレ設置・完成）が市長が認める書類に該当致します。  
※工事施工写真は着工前後で同じ位置、同じ角度で撮影をしてください。  
⑤浄化槽使用廃止届出書の写し（※浄化槽のみ）

##### (2) 注意事項

- ①排水設備の確認申請を複数の名義で行った場合でも補助申請者は1名での申請になります。  
②納税証明書について  
・申請時において納期が到来している分まで納入済みであり、かつ、前年度以前において未納がないことを確認します。  
・申請直前に納税証明書を取ってください。（発行から1ヶ月以内のものに限ります。）

- ・証明年度については下記のとおりとなります。

申請日	4月3日～6月30日までの申請	7月1日～翌年3月までの申請
納税証明書	前年度分	当該年度分

## 6 補助金の交付決定

- ・申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、石巻市下水道接続助成事業補助金交付決定通知書兼確定通知書【様式第2号】により、申請者に通知します。補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことがあります。補助金を交付することが適当でないと認めるときは、石巻市下水道接続助成事業補助金不交付決定通知書【様式第3号】により、申請者に通知します。

## 7 補助金の請求書について

- ・交付決定通知書を受けた申請者は、補助金を請求するときは、次に掲げる書類を提出してください。

(1) 提出書類（下記の書類一式で補助金交付請求書となります。）

### ①石巻市下水道接続助成事業補助金交付請求書【様式第4号】

- ・請求年月日及び確定通知年月日・番号部分については、記入しないでください。

### ②振込口座の通帳の写し

- ・銀行名・支店名・氏名・口座番号が確認できるものを提出してください。

#### ※注意事項

- ・印鑑については、シャチハタ等は使用しないでください。
- ・補助金交付請求書を訂正する際は、申請者の訂正印を押印してください。なお、砂消しゴム、修正液、二度書きの訂正は認められませんのでご注意ください。

## 8 補助金の交付決定の取消し

- ・交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すこととします。

①偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

②補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

③前2項目に掲げるもののほか、石巻市下水道接続助成事業補助金交付要綱、石巻市補助金等の交付に関する規則等の関係規定に違反したとき。

## 9 その他

- ・申請に当たっては工事内容を把握し、申請書類についても確認を行い提出されるようお願いいたします。

- ・提出書類は期日を厳守するようにしてください。

## 補助対象の範囲参考図

石巻市下水道接続助成事業補助金対象経費について

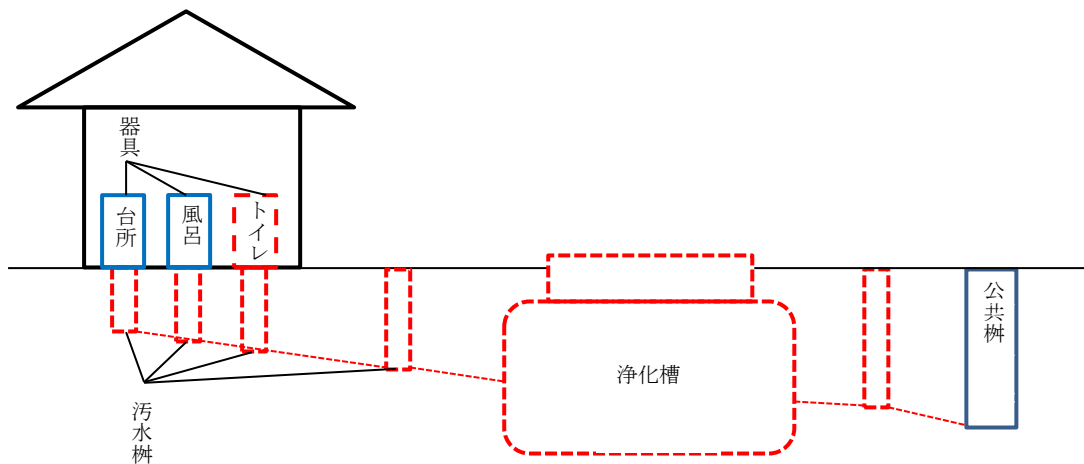
石巻市下水道接続助成事業補助金交付要綱第3条（補助対象経費）

・補助金の交付対象となる経費は、既設の浄化槽又はくみ取り便所を廃止し、公共下水道に接続する排水設備（汚水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設をいう。以下同じ。）を設置する工事（以下「設置工事」という。）に要する経費とする。

下水道接続補助金対象工事の範囲

- ・浄化槽本体処理費用（浄化槽のみ）
- ・公共下水道等に接続するための配管（トイレ設置はくみ取りのみ）、その設置、撤去費用

※下図に示す破線部が補助対象部分



〈当該事業の問い合わせ先〉

建設部 下水道管理課 水洗化収納係

電話 0225-95-1111 内線5688

令和 6 年度

石巻市下水道接続助成事業補助金

交付の申請受け付けは

令和 7 年 3 月 1 4 日 (金)

締切となりますのでご注意ください。

石巻市下水道接続補助  
申請様式集

石巻市下水道接続助成事業補助金  
交付申請チェックシート

申請者名：\_\_\_\_\_

1.  補助金交付申請書（しゅん工後30日以内）
2.  排水設備等しゅん工届の写し
  - 下水道使用開始届
  - 案内図
  - しゅん工図
  - しゅん工内訳書
  - 工事施工写真（各箇所着工前・完成・掘削・配管施工・浄化槽又はくみ取り便所撤去・撤去後・廃材積込・トイレ設置・埋戻し・転圧・他できるだけ明確に）  
※工事施工写真は着工前後で同じ位置、同じ角度で撮影をする。
3.  見積書及び請求書の写し
  - 見積書の写し
  - 請求書の写し(内訳書も明記)
4.  市税等に滞納が無いことを証する書類(申請直前発行から1ヶ月以内のもの)
  - 市県民税（納税証明書・非課税証明書）
  - 固定資産税（納税証明書・賦課なし）
  - ※所有者の承諾書（借地又は借家の場合）
  - 軽自動車税（納税証明書・賦課なし）
  - 国民健康保険税（納税証明書・賦課なし）
5.  浄化槽使用廃止届出書の写し(浄化槽のみ)

**確認事項**

- 補助対象物件か。
- ・既設の浄化槽又はくみ取り便所を廃止し、公共下水道に接続した者。
  - ・石巻市公共下水道事業の処理区域の住宅（住宅の延べ面積の2分の1以上に相当する部分を専ら住居として使用し、販売を目的とした住宅でないこと。）の所有者（借地又は借家の場合であっても、当該所有者から公共下水道に接続することについて同意を得た者に限る。）

工事指定店：\_\_\_\_\_



様式第1号（第5条関係）

石巻市下水道接続助成事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

石巻市長（あて）

（申請者）

郵便番号 ー

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり石巻市下水道接続助成事業補助金の交付を受けたいので、石巻市浄化槽切替助成事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 設置場所	石巻市
2 住宅所有者	
3 補助金対象経費	金 円
4 補助金交付申請額	金 円
5 工事完了日	令和 年 月 日
6 添付書類	(1) 排水設備等しゅん工届及びその添付書類の写し (2) 設置工事の経費が分かる見積書及び請求書の写し (3) 市税等に滞納がないことを証する書類 (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

石巻市（石下管）指令第 号

石巻市下水道接続助成事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで申請のあった石巻市下水道接続助成事業補助金については、下記のとおり決定したので、石巻市下水道接続助成事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額及び確定額 金 円

令和 年 月 日

石巻市長



様式第3号（第6条関係）

石巻市（石下管）指令第 号

石巻市下水道接続助成事業補助金不交付決定通知書

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで申請のあった石巻市下水道接続助成事業補助金については、下記の理由により不交付と決定したので、石巻市下水道接続助成事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

（理由）

令和 年 月 日

石巻市長



様式第4号（第7条関係）

石巻市下水道接続助成事業補助金交付請求書

令和 年 月 日

石巻市長（あて）

（請求者）

郵便番号 ー

住 所

氏 名

㊟

電話番号

令和 年 月 日付け石巻市（石下管）指令第 号をもって額の確定のあった石巻市下水道接続助成事業補助金を石巻市下水道接続助成事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額	金 円			
2 振込口座 (郵便局は不可)	金融機関名	銀行 本・支店		
	口座種別	普通(総合)・ 当座・貯蓄	口座番号	
	(フリガナ)			
	口座名義人			

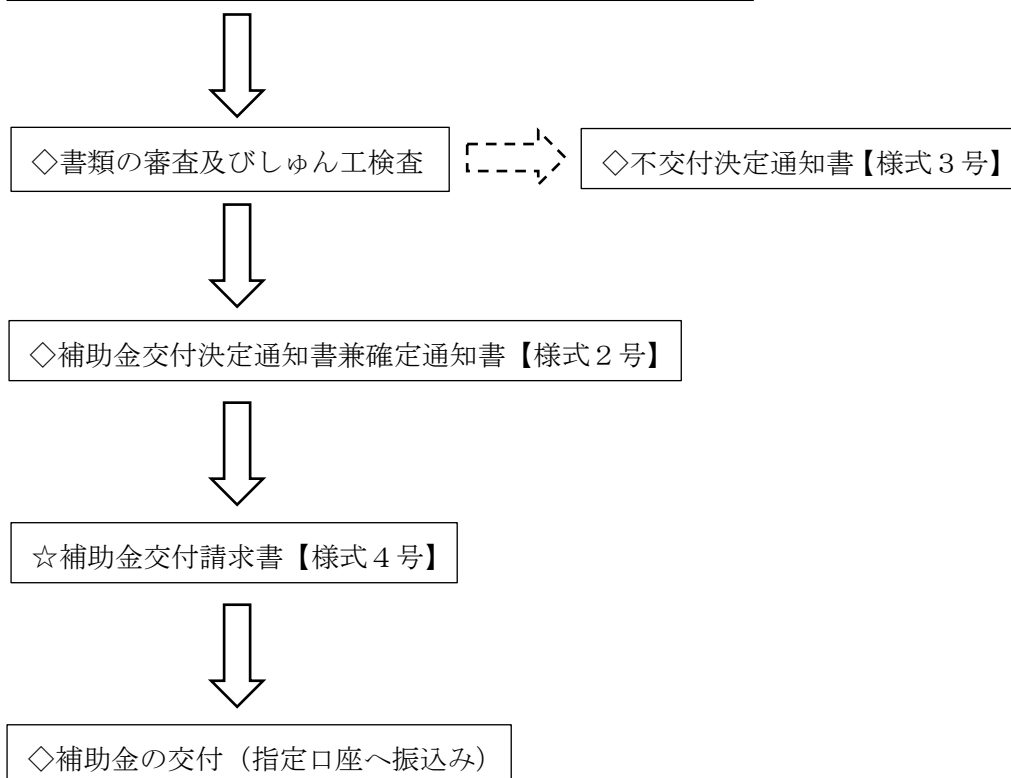
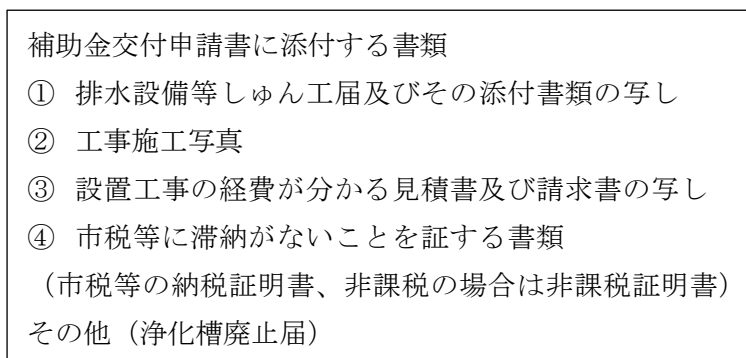
添付書類

- 請求者と同一名義人の銀行口座の写し（上記振込先が確認できる部分）

# 石巻市下水道接続助成事業補助金交付の手順

☆申請者のすること、◇石巻市のすること

☆補助金交付申請書【様式1号】（工事完了後30日以内）



※通帳の写しを添付してください。

※請求者は交付申請者と同一人物であること。